堺市監査委員公表第45号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の規定に基づき公の施設の指定管理者監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和7年12月22日

堺市監査委員　伊豆丸　精　二
同　大　林　健　二
同　原　　　繭　子
同　澤　　　由　美

監査結果報告

第１　監査の種類
　　公の施設の指定管理者監査

第２　監査の対象
　　堺市霊園及び堺市立霊堂

第３　監査の対象期間
　　令和６年度（令和６年４月１日～令和７年３月 31 日）
　　ただし、必要に応じて他年度を含む。

第４　監査の実施期間
　　令和７年８月１日～令和７年 12 月 22 日

第５　施設の概要
　＜所管部局＞
　　建設局　公園緑地部　泉ヶ丘公園事務所

　＜指定管理者＞
　　株式会社オフィス SKG

　＜指定の期間及び指定管理に係る経費＞
　　令和６年４月１日から令和 11 年３月 31 日まで
　　令和６年度の委託料　１億 6,097 万 2,443 円

　＜施設名及びその主な内容＞

名　　称	堺市霊園
所 在 地	南区鉢ヶ峯寺
設置年月	昭和 38 年４月
設置目的	焼骨の埋蔵及びその祭祀を行うことを目的とする。
施設規模	霊園総面積　489,000 ㎡
施設内容	墓地　区画数　15,336 区画、 合葬式墓地（直接合葬）16,000 体、旧納骨堂、王子ヶ飢墓地

名　　称	堺市立霊堂
所 在 地	南区鉢ヶ峯寺

設置年月　　平成７年４月
設置目的　　焼骨の収蔵及びその祭祀を行うことを目的とする。
施設規模　　延床面積　5,529.799 ㎡
　　　　　　霊堂　5,014.386 ㎡、鉄筋コンクリート造、地上６階
　　　　　　管理棟　515.413 ㎡、鉄筋コンクリート造、地上２階
施設内容　　霊堂　　納骨壇　2,663 基、
　　　　　　　　　　合葬式墓地（一時収蔵施設）6,400 体
　　　　　　管理棟　管理事務所、附属施設（和室）

第６　事業状況

＜利用状況＞　令和６年度

区　　分	利用数
堺市霊園	
墓地	13,390 区画
合葬式墓地（直接合葬）	103 体
堺市立霊堂	
納骨壇	1,856 基
合葬式墓地（一時収蔵施設保管）	12 体
和室利用　受付件数	95 件

＜収支状況＞　令和６年度

（単位：円）

	金　　額
収　　入	161,199,843
指定管理料	160,972,443
利用料金	227,400
支　　出	144,248,374
人件費	47,317,654
光熱水費	17,795,245
委託費	48,647,614
その他	30,487,861
収支差額	16,951,469

（指定管理者提出資料から抜粋し一部加工）

第７　監査の項目及び結果

当該団体において公の施設の管理が適正かつ公平、公正に行われているか、事業報告書等は基礎となる会計帳簿等に基づいて適正に作成されているかなどに留意し、出納その他の事務について監査を実施した。

なお、事前調査の一部を監査法人に委託した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

１　指定管理者指定の手続について

公の施設の管理を行わせる団体の指定は、地方自治法、条例等に基づき、適正かつ公正に行われているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

２　協定書について

管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか、また、協定書等には、必要事項が適正に記載されているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

(1)　令和 6 年 3 月に締結した協定の仕様書において、堺市霊園の総面積は 489,000 ㎡と記載されており、そのうち約 15,000 ㎡の道路部分について、指定管理者が植栽帯及び植栽桝の維持管理を行うこととなっていた。

しかし、令和７年度から市が植栽帯及び植栽桝の維持管理業務を担うこととなり、当該区域は指定管理業務の対象から除外されたにもかかわらず、市は指定管理者に対して口頭での報告にとどまり、書面による変更手続を行っていなかった。また、指定管理料の精査を含めた契約条件の見直しも実施していなかった。

３　事業報告書等について

事業報告書等の作成及び点検は適切になされているか、指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査又は指示しているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項等があったので、適切な処理をする必要がある。

(1) 基本協定書において、指定管理者は事業報告書に収支状況を記載することとされている。

しかし、自主事業として設置している自動販売機に係る電気代について、子メーターの計量値の転記誤りにより、指定管理業務の費用が過大に計上されていた。

［事業報告書の収支状況について（意見）］

基本協定書において、指定管理者は事業報告書に収支状況を記載することとされている。

しかし、指定管理業務の収支状況において、収入・支出の総合計金額、収支差額及び予算額の記載がなく、収支状況及び予算額との比較を容易に行うことが困難であった。

これらの情報は、指定管理業務における収支全体や運営の状況を把握するための重要な情報であること、また、事業報告書は公表され、市民等が参照することからも、これらの情報が事業報告書に記載されていることが望ましい。

以上のことから、市及び指定管理者において協議し、収支状況に収入・支出の総合計金額、収支差額及び予算額を記載されたい。

4　管理運営について

施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか、利用促進のための努力はなされているか、また、管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

(1)　基本協定書において、指定管理者は、市が特に承認する場合を除き、業務の一部を委託した第三者から更に再委任し、又は再請負をさせてはならないとされている。

しかし、指定管理者は、自動扉の保守管理業務について、更なる再委託の承認申請を行っていないにもかかわらず、当該委託先から更なる再委託が行われていた。

また、指定管理者が当該委託先と締結した契約書には、再委託を可能とする記載があった。

(2)　堺市会計規則において、市の物品取扱員は、備品票を備品に貼付しなければならず、貼付することが適当でない場合は、備品を識別できる措置を講じなければならないとされている。

しかし、堺市霊園及び堺市立霊堂において、市から貸与された備品であるチェーンソー及び発電機について備品票が貼付されていなかった。

5　利用料金について

利用料金制を採用する場合、利用料金の設定等が適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

6　経理について

公の施設の管理に係る指定管理者の収支会計経理は適正になされ、他の事業との会計区分は明確になっているか、また、出納関係帳簿、記帳は適正になされ、領収書類の整備、保存は適切になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。